



住保機確認第 09-125 号
平成 26 年 4 月 1 日

設計施工基準第 3 条に係る確認について

ダイヤプラスフィルム株式会社
代表取締役社長 山田恒久 殿

住宅瑕疵担保責任保険法人
住宅保証機構株式会社
代表取締役社長 那珂 正



平成 21 年 4 月 24 日付けでいただきました「合成高分子系シート防水」に係る申出につきまして、当機構住宅瑕疵担保責任保険（まもりすまい保険）設計施工基準第 3 条に基づき、下記のとおり取扱いができることを確認いたしましたので通知いたします。

つきましては保険契約申込み手続き等に遺漏がないようお願い申し上げます。

記

1. 工法または建築材料の名称
ダイヤフォルテ：DR、DM、MT
及び公共建築工事標準仕様を用いることができ、かつ、排水勾配を 1/100 以上とすることができる。
2. 適用地域
全国
3. 適用範囲・部位
鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造および鉄骨造住宅の陸屋根（開放廊下、バルコニー等で下階が室内となるものを含みます）
4. 当該工法または建築材料を用いた場合に適用を除外する条項
設計施工基準第 14 条第 1 項（防水下地）、同第 2 項（防水工法）、第 17 条（排水勾配）
5. 保険契約申込み手続きのための要件
 - ① 保険契約申込みの際に本書の写しを提出してください。
 - ② 断面図等に防水仕様記号及び勾配を明記いただくよう、設計者へご指示ください。
6. 適用日
平成 21 年 7 月 1 日以降にまもりすまい保険の保険契約申込みを受け付けた住宅から適用します。ただし、本書発行後であっても保険契約上、引受けることができないと認められる場合には両者協議の上、変更又は取消しを行う場合があります。